

○国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者に対する適用促進について

(平成17年4月20日 庁保険発第0420001号)
(地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知)

標記については、「国民年金第1号又は第3号被保険者に係る資格取得、種別変更又は種別確認の届出のお知らせ(勧奨)の実施について」(平成10年3月2日庁文発第497号。以下「届出勧奨実施通知」という。)に基づき、資格取得、種別変更又は種別確認のいずれかの届出を要する事由が発生(以下「事象発生」という。)したときから2か月後及び6か月後に被保険者種別変更の届出勧奨(以下「届出勧奨」という。)を行い、自主的な届出を促進しているところである。

しかしながら、届出勧奨を行っても届出がなく、将来無年金となる恐れのある者が存在していると考えられ、総務省による「年金に関する行政評価・監視一国民年金業務を中心として一」においては、届出勧奨によっても届出に応じないといった場合には、速やかに職権適用を実施するよう勧告をされたところである。

このため届出勧奨によってもなお未届となっている者については、下記のとおり取り扱うこととするので通知する。

記

1 趣旨

厚生年金保険等の被保険者である国民年金第2号被保険者又はその被扶養配偶者である第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者であって、被保険者種別変更届の届出がない者に対し、届出勧奨実施通知に基づき実施している届出勧奨の様式を、より分かりやすい内容となるよう変更するとともに、変更後の様式による届出勧奨によってもなお届出がない者に対して、職権による種別変更処理(以下「職権適用」という。)を行い、もって国民年金事業の適正かつ公正な運営及び被保険者の年金権の確保を図ることとするものである。

2 実施時期

- (1) 届出勧奨状の様式を、平成17年4月送付分から別紙様式1のとおりとすること。
- (2) 職権適用については、変更後の様式による届出勧奨を行った者から実施するものとし、平成17年8月より開始すること。

3 職権適用の手順等

- (1) 職権適用予定者の把握

職権適用の予定者は、届出勧奨実施通知の3の(1)及び(4)から(6)までに掲げる者であって、事象発生から6か月経過後に配信される「最終勧奨対象者一覧表(以下「一覧表」という。)」に出力された者のうち、直近の届出済の者を除いた者とすること。

- (2) 住所確認

職権適用の予定者について、住民基本台帳の閲覧により住所の確認を行い、住所が確認できた者について、職権適用の対象者とすること。

なお、市町村と協議の上、協力が得られる場合は、住民基本台帳の確認を市町村に依頼することにより住所確認を行っても差し支えないこと。

(3) 適用処理

(2)により確認した職権適用の対象者については、事象発生年月日において第1号被保険者に該当したものとみなし、配信された届出勧奨状は郵送せず、当該勧奨状により種別変更の入力処理を行うとともに、徴収事蹟処理票により「特定者」の登録を行い、納付書が事務センターに別送されるよう処理すること。

また、職権適用を実施した者に対しては、「国民年金第1号被保険者種別変更通知書(別紙様式2。以下「職権適用通知書」という。)」を作成し、別送される納付書とともに送付すること。「特定者」の登録については、職権適用通知を送付後、速やかに解除すること。

なお、職権適用の対象となる第2号被保険者から移行した者については、失業等を事由とする特例免除に該当するものが多く含まれると考えられることから、職権適用通知書送付時には、制度周知用パンフレットや口座振替の案内等とともに、免除制度のパンフレットや免除等申請用紙を同封するなどにより制度周知を図り、保険料滞納が生じないよう努めるものとすること。

(4) 届出に基づく修正

職権適用通知書送付後において、被保険者から第3号被保険者に該当するなど、適用すべき被保険者の種別が異なる旨の申出があった場合は、速やかに適正な届出を提出させ、被保険者種別の訂正を行い、被保険者に通知すること。

(5) 職権適用者に対する指導

職権適用を実施した者については、必要に応じて国民年金収納指導員等による戸別訪問を実施し、必要な届出や申請が適正に行われるよう指導すること。特に、第3号被保険者の該当届出や失業による特例免除の申請等について、届出や申請の提出漏れがないよう十分説明するものとすること。

(6) 市町村への情報提供

職権適用対象者の該当市町村に対しては、(2)において住所を確認した後の一覧表の写しを送付するなど、該当市町村が被保険者からの照会等に対応できるよう努めること。

4 その他

(1) 職権適用の予定者の把握については、各社会保険事務局の実情に応じ、6か月経過後に配信される一覧表以外の方法により把握して差し支えないこと。また、事象発生から職権適用実施までの期間を短縮することも差し支えないこと。

(2) 職権適用の実施状況については、各月末の状況を取りまとめ、4月、7月、10月及び1月の各15日までに年度当初から前月までの状況を「職権適用の実施状況」(別紙様式3)により報告すること。

なお、報告に当たっては、社会保険庁LANシステムによる電子メールを使用し、国民年金事業室を宛先として、総務部総務課の特殊メールアドレスに送付すること。

(3) 職権適用者については、職権適用後、おおむね1年間は「国民年金保険料に係る強制徴収の取扱いについて(平成16年9月10日府保険発第0910001号)」の1の(1)の④に該当するものとして取り扱って差し支えないこと。

(4) 別紙様式2は、各社会保険事務局の実情に応じて変更して差し支えないこと。

旧社会保険庁職員が平成21年12月に実施した職員アンケートに対する回答
(第3号被保険者の記録不整合に関するものを抜粋)

No.	調査機関／組織名	本部／地方庁	官署区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、真実的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたしましたか。また、現時点での場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるごとお考えですか。	
2612	現役職員	地方庁 (鹿児島県)	社会保険事務所 専門官・係長・一般職員級	(6) 第3号被保険者の問題です。 ねんきん定額便やねんきん特別便で、記録が不明なところが3号期間中であった場合、2年以上を経過するものは第3号特例期間として、3号の確認を行ったうえで第3号特例期間の処理をおこなっている。 しかし、その3号の確認作業において、住民票や所得証明書などの添付書類が多く、また就保組合においては、扶養の証明ができる場合もある。 判明した記録が、短期間だったにもかかわらず、わざわざ署名捺印を捺さなければいけないのかとのお客様からのお問い合わせ、苦情が多々見受けられる。	(7) 記録点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えですか。	記録が不明なところが3号期間中であった場合、2年以上を経過するものは第3号特例期間として、3号の確認を行ったうえで第3号特例期間の処理をおこなっている。	社会保険として取り上げられてから、初めて年金記録問題を認知しました。一人ひとりの貴重な年金記録を保管・管理しているという考え方で日々業務を行っています。	(9) (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたしましたか。また、現時点での場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるごとお考えですか。
2733	現役職員	地方庁 (山口県)	社会保険事務所 専門官・一般職員級	(6) 国民年金第3号期間について ①既往期(2号被保険者)が失失して第3号期間は経過するため、該日が記載されていてもなんら手続をしなかった場合は、その期間について第3号被保険者期間として記載されたり年金算定されてしまう危険がある。 ②2号被保険者の生日(原生一誕生日)の場合は、第3号にかかる手續は更にしないことになっていたため、2号被保険者の方は生者にて記載されなければならないとして年生への扶養の手續をしなければならない期間はその生者になら。 ③収入よりハーフ支給受給やパート時間による場合など)や特徴などの理由で就保組合の就保組合者から削除される場合は改めて第3号被保険者でなくなるが該日が記載されるとのみためそのまま第3号期間として扱う。	(7) ①及び②については記録者(2号被保険者)の責めがあった場合は異条件で第3号被保険者も承認されることとし、2号被保険者の同日持表の場合でも、第3号にかかる場合は必要とする法律改正を行えば未加入期間の通知等も正確に行えると思われる。 ②については就保組合が就保組合者異動届は就保登録になっているため、届出人等に2号被保険者の署名がある場合のみ扶養解除と同時に3号貢賛を喪失させるようにする。(法律改正必要)	未払い金の手書き記録が多々あることは知っていたが歯定請求の時に整理されていると思っていた。4.5年前に全体を知った。	記録問題の原因は被保険者に情報提供なく社会保険事務所のみで紙台帳を管理したこと、紙台帳の整理からWIMへの移動までが問題悪いくらいでしたことを参考します。現時点できることに記録の整理を進めることと、今後に向けては定期的に記録を確認してもらい将来になって過去の記録について責任を負はせないこと。(被保険者に記録の確認責任を少し負担させることも国民のため)	
2635	現役職員	地方庁 (千葉県)	社会保険事務所 専門官・係長・一般職員級	(6) ①市町村などが、被保険者の1号引渡し接待日を誤ってしまった。補正後の結果未納月ができた。収取の改めて未納便などで被保険本人へその手渡しが現時点では特例納付等の制度がないため、60歳以上の住民加入を使用しない。 ②厚生年金法75条該当の件。事業主が厚生年金を2年以上買って取得する時した結果、年金期間の空白が生じてしまうことがあります。被保険者本人が国民年金保険料を納付していた場合、厚生年金の期間であるから当然、還付による厚生年金法75条該当の場合は厚生年金の期間にもならない。 ③免除申請手続について。桂選申請者で全国または納付手続が切替になった場合、本人者が切替下年の年度は免除申請ができないと説明してしまうことや他設置免除を希望して再申請することがある。その被保険者からの問い合わせの中で、桂選が切替になった場合、一度だけ他設置免除の審査を行うことはできないか、という話があった。 ④ある会員組合から2番目は全く他の組合、3番目被保険者へは厚生年金を共済会員で提出することを強制化するべきではないか?という話が出た。本京へ戻らなければならぬ人の(扶養从属で提出する等)が、被保険組合の扶養をされたのに1号の戻出をせず3号のままいることが非常に多いとのこと。	(7) ①特例納付制度を再度作ることはできないでしょうか? ②事業主の不手際や本人が国民年金1号被保険者として納付していた場合等であれば、手書き(例:特例納付のような制度等)を設けるべきではないでしょうか。 ③桂選申請却下者に対して、却下時の年度に一度だけ他設置免除の審査を行えるようるべきだと思います。	○年金記録問題は過去の問題が現在まで残っているものだけではなく、現在も生じ、進行中のものもあると思います。例えば、手書き交付・相談等に来られた方が届出済期間があるのにそれを指摘しなかったことなどで未登録な年金記録が発生する可能性がある、と思います。 日常業務の中で上記のような認識を持ちました。	○将来の年金記録問題の根を絶つためにも、手書き交付や相談のみを目的にこられた場合でも、3号の届出済等があった場合にはそれを指摘するなどを実行していくなければならないと思います。	
4084	現役職員	地方庁 (大阪府)	社会保険事務所 専門官・係長・一般職員級	(6) 在勤の1号被保険者が多段存在する(記録者が記録した後の保管変更や記録者が再び記録の2番目が記録されずに以前の1号のままになってしまっている)。現在は主人が社会保険事務所の窓口を訪れじっくり記録がないと気づかれない。ただ少し気付いた時点では2年前の未登録分でしか記録が伝統になってしまっている。	(7) 社会保険事務所において対象者を抽出し本人に通知すべき。 かつて、現時点ですかねのばって払えないケースについては2年以上の既及付もやむなしではないか。	前に浮いていたのが当たり前だと思っていました。実際は年金の請求時に確認されると思っていた。知った時期は平成13年頃です。(年金給付請求開始時)	確定の基準時に氏名検索の範囲をなるべく広げて記録を探そうとした。氏名検索の対象を広く探せるシステムの構築を強く要求すべきであった。	
4170	現役職員	地方庁 (福岡県)	社会保険事務所 次長・課長級	(6) 3番目の修正処理が必須なりについて3号引渡しなどを提出してもらったり、持分更正等は理詮を粘りしてもららる必要がありますが、戸籍で持分期間を処理したり、夫の年齢と特例納付を確認するなど目録が必要な部分が多く処理が進んでいない。 また年金記録を調べるとときに「あいまいな状況」ができないため、漢字や読みの変換誤りなどで確認できない記録があるようと思われる。特に外国人の氏名検索は今の検索システムでは無理がある。 年金相談時に戸籍や在学証明等で合算対象期間を把握しても導線は複雑で、検索技術が失くなないように持ってきてくださいとお願いしているが、一度確認した分について被保険者本人に保存義務を負わせるのは酷と思う。	(7) 3番目の修正については、システムを改良し、厚生年金と国民年金の記録は連携させて、疑わしい部分についてエラーを出すようにすべきと思う。また戸籍などの情報を把握することが必要と思う。在学情報をそのまま使うことができないなら、被保険者本人からの戸籍謄本などの提供を受けるなどして検索期間を把握する必要があると思う。 飲食についてはシステムの改良が望まれる。 年金相談時に戸籍や在学証明等で合算対象期間を把握した場合、一度確認した分についてはPDF化するなどしてシステムに取り込むようにすべきと思う。	書類の管理の問題、また、被保険者の手書き番号の管理の問題と認識していました。 国民年金に在籍して国民年金被保険者台帳をマイクロフィルムで確認したときにすべての記録がマイクロフィルム化されており、マイクロフィルムがない人は、特殊記号が付いているという説明を受けたが、すべての加入記録、納付記録は確定時点で保存すべきではないかと疑問を持った。 また、適用該定中に一人の被保険者が複数の手書きがある旨の説明を事務所にしましたが、回答者が低く、年金制度に対する意識の低さにあきれた。 15年ほど前のことである。	書類の保存に関しては、個人でできる問題ではなく、どうしようもなかったが、手書き番号の管理については事業所の担当者や、被保険者個人に対し年金手帳を大切に保管し、記録をつなげておこないかに大変な事を説明した。 反省すべき点としては、制度変更時に手書き番号や年名、生年月日等が誤ったのではないかと考えられる。その後のコンピュータへの入力時にも同じことがあつたと思う。手書きの文字は直がり読み間違うこともあり脱字をまつたくことはできないと思うが、その当時から本人への納付状況の確認などができていれば誤りが少くできると思った。 また、重要な完全な保存、マイクロフィルム化がなれていない限りの訂正是可能であったと思う。今後、本人への記録の提示と所記を継続し、住民票と連動し、たとえば出生時から基礎年金を算定し、住民票を載せるなどの方法で今後このような問題が発生することはないと思う。	

職員アンケート分類集計表

本集計は、昨年12月に旧社会保険庁全職員及び退職者に実施したアンケートへの約1万7千名の回答の中から、年金記録問題の解決につながりそうな記述、正しくない記録を発見する契機となりそうな記述など、今後の年金記録回復委員会の議論の参考となりそうな記述として作業班が抜き出したものを分類整理した結果である。

抜き出し・集約した回答者総数	2550
A 年金記録問題が発生した原因	498
1 社会保険庁・事務所側の問題によるもの (事務処理の問題) ① 年金手帳の重複発行 ② 紙台帳からの切替時の処理誤り ③ 事故リストの処理未確認 ④ 転出入の際国民年金の台帳を転出先社会保険事務所に郵送する際の事故 (体制の問題) ⑤ 記録管理体制(予算・人員)が不十分 ⑥ 中央と地方の意思疎通ができていなかった (労働組合の問題) ⑦ 職員団体(労組)への対応が弱かった(オンライン化反対、事故補正業務拒否など) など	177
2 本人側の事情によるもの ① 偽名・偽生年月日による加入 ② 前歴を隠して、新たな年金手帳を取得 ③ 夫婦で国民年金保険料を一人分のみ納付 ④ 年金制度に対する無関心・無理解 など	222
3 事業所が関係するもの ① 実在しない事業所・実在しない被保険者が存在 ② 従業員が知らないまま加入資格改定や標準報酬を変更 ③ 誤った報酬月額を故意に届けてくる事業所が存在 ④ 事業所の届出漏れ(正規職員及びアルバイト・パートタイマーの常用者) ⑤ 資格取得届時に年金手帳の記号番号を記入しない事業所が多かった ⑥ 試用期間など入社即加入となっていないケースあり ⑦ 事業所が届出の際、氏名、生年月日を誤記入 ⑧ 月末退職者の資格喪失日記入誤り ⑨ 脱退手当金を退職金・退職祝い品として本人へ支給 など	157
4 その他	16
B 保有する記録の状態に関するもの	152
1 なくなっているもの ① 戦災や災害等による記録消失 など	56
2 保管状況が悪いもの	8
3 マイクロフィルムに関するもの	10
4 不正確となっているもの ① 転記・入力ミスによる記録の誤りのケースあり ② 国民年金第3号被保険者の記録が厚生年金加入、扶養削除などで不正確となっている・配偶者の記録と合わないケースが多い など	85
5 その他	1
C 現在の年金記録回復作業の問題点	142
1 記録の統合に関するもの ① 相談で誤認や勘違いが多い ② 記録統合の結果年金額減額となる場合の統一見解が必要 ③ 年金記録の調査回答が本当にとことん調べた結果なのか疑問あり ④ 期限設定など解決を急ぐあまり、調査が不十分で誤った回答になる恐れあり など	122
2 その他 ① 脱退手当金記録の不備の補正を業務センターへ依頼すると、脱退手当金記録が取消され年金記録が復活することあり など	21
D 年金記録回復に向けて取り組むべき方策	1449
1 体制に関するもの ① 人員増が必要 ② 記録照会等に経験を有する者の増員、協力 ③ 専門チームを編成すべき ④ 年金記録の専門部署を立ち上げるべき ⑤ 事務所単位・各県単位での資格照会作業を全国又はブロックにまとめて行う ⑥ 人材育成の強化・研修など ⑦ 派遣職員等年金業務の経験のない者の作業には懸念あり など	861
2 作業に当たり協力を仰ぐべきもの ① 市町村 ② お客様のご協力を呼びかけるべき など	123
3 今後解明すべきもの ① オンラインに入っていないカセット記録の開放 など	235

4	記録の検索に関するもの ① 記録検索キーの追加 ② 氏名検索システムの改善 ③ 事業所検索システムの改善 など	63
5	処理時間の短縮に資するもの ① 共済データの一本化の推進 など	13
6	特別便に関するもの ① 広報などによる未回答者の回答促進 ② 未回答者への電話・戸別訪問 など	73
7	5000万件の未統合記録に関するもの ① 確認不可能なものは確認不可能として整理するべき ② 宙に浮いた年金記録を別管理・公開 など	25
8	紙台帳との突合に関するもの ① 紙台帳の徹底調査・突合の推進 など	101
9	年金記録の確認に関するもの ① 自分の年金記録をいつでも確認できるシステムの整備 ② 調査で本人・別人の判定がついたものには確認記録を登録する など	30
10	情報提供に関するもの ① 処理状況の情報を積極的に公開 ② 年金制度の周知 など	49
11	その他 ① 各県の特色などノウハウを生かした調査手順マニュアルを作成する など	30
E	年金記録回復の基本方針	323
1	一定条件下で申し立てどおりの回復をすべき	101
2	お一人お一人伺って確認するしかない	91
3	記録問題の着地点を考えるべき	58
4	安易な記録回復はモラルハザードになり公平性に問題あり	42
5	優先順位をつけて対応すべき	35
F	今後の業務の改善	294
1	基礎年金番号に関するもの	8
2	システムに関するもの ① 外国人被保険者の氏名検索の統一 ② 第3号被保険者記録の配偶者情報等との突合による適正化のためのシステム改善 ③ 再裁定及び支払の早急処理のためのシステム改善 ④ 総合調査等の結果をオンライン上で見られるようにする。 など	81
3	適用に関するもの ① 被保険者ゼロの事業所あり ② 他の官公庁と連携した確認 など	59
4	お客様に関するもの ① お客様に送る文章はわかりやすくすべき など	14
5	制度のあり方にに関するもの ① 国民年金第3号被保険者の記録を適正なものとするため本人への通知、配偶者の記録の点検などを行うべき ② 国民年金第3号特例措置で証拠書類が整わず未納になる、申し出日＝納付日となって返納が出るケースあり ③ 年金手帳方式は廃止し総背番号制など新たなシステムにすべき ④ 社会保障番号、納税者番号等の導入 など	111
6	制度の理解に資するもの	21
7	体制に関するもの	12
8	その他	10
G	その他	33

注1) 「抜き出し・集約した回答者総数」は実人数である。

注2) 一人で複数事項にわたり回答している者がいるので、A～Gの合計と抜き出し・集約した回答者総数とは一致しない。

注3) 各区分欄で具体的に書いてあるものは例示である。

平成 22 年 3 月 27 日政務官、29 日大臣説明資料より抜粋

10-03-29 職員アンケートからの

記録問題への対応策（未定稿）

（3）3号被保険者の記録が、厚年加入・扶養削除などで不正確となっている、ないしは配偶者の記録と合わないケースへの対応策

A. 現況

2号被保険者（例：夫）が転職により第1号被保険者になった場合など、その配偶者で第3号被保険者であった者（例：妻）が第2号被保険者の被扶養者でなくなった場合は、第3号被保険者（例：妻）も第1号被保険者になるための届出をし、保険料を納付することが必要である。しかし、この届出がなされず、第3号被保険者のままになっている場合がある。

B. その背景

被扶養者でなくなった配偶者に対する種別変更の届出勧奨や種別変更の処理が徹底されていなかった。

C. 対応策

本来、第1号被保険者に種別変更すべき期間において第3号被保険者のままになっている場合の取扱いは、次の方向で検討する。併せて、同様の状況が今後生じないよう、届出勧奨や種別変更の処理を徹底する。

1) 受給者

既に裁定が行われていることから、現状のままとする。

2) 被保険者

将来に向けては、速やかに第1号被保険者に種別変更し、保険料の納付を求める。

過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状のままとする。

第 177 通常国会 (参) 予算委員会(平成 23 年 3 月 4 日) 議事録(抜粋)

(自民) 世耕弘成議員の質疑

(中略)

○世耕弘成君 この年金記録回復委員会では専門家の委員から、ほかの記録問題とは違って制度そのものの問題であり、質的に違うという指摘が出ているんです。真面目に払っている人に対する背信行為だという発言も出ているんです。

ここで思いとどまつていればこんなことにならなかつたんですが、大臣、どうして思いとどまらなかつたんですか、十五日の通知発出を認めたんですか。

○国務大臣(細川律夫君) 事実を申し上げておりますけれども、その通知については私は当時知りませんでした。

(中略)

○世耕弘成君 いかにいいかげんにこの制度が考えられたか。私が今ほんの数十分質問しているだけで、三月二日の大臣談話も中身が違いました、職員に配っているQ&Aも中身を撤回します、そして国会に、衆議院予算委員会に提出した大臣のペーパーも中身が違いましたと。いかにいいかげんかということですよ。これ猛省を求めたいし、これは私は大臣の責任は不可避だということを明確に申し上げておきたい。

そして、時間がないから立法でやらなかつたと言っていますけれども、去年三月に方針を決めてからやるまで、十二月まで時間があった。九月までの間は長妻大臣、九月からの間は細川大臣。なぜこの間に我々に働きかけなかつたんですか。与党にも働きかけていないと聞いています。その責任をどう考えられますか。

○国務大臣(細川律夫君) これは、実際のこの運用三号につきましては私はその間ちょっと知らなかつたということで、その点については誠に不明を恥じるところでございます。

○世耕弘成君 知らなかつたということを認めるんですね。全く通知が出るまで知らなかつたということを認めるんですね。知らなかつたんですか。

○国務大臣(細川律夫君) そのとおりでございます。

(以下、略)

第 177 通常国会 (衆) 厚生労働委員会 (平成 23 年 3 月 8 日) 議事録 (抜粋)

(自民) 田村憲久議員の質疑

(中略)

○田村(憲) 委員 密室じゃないということは国民の皆さんのがわかっている、そういう話ですね、開かれたところでやったと。

大臣、あなたはいつ、こういう事実があったとお知りになられたんですか。いつ、課長通知で、運用でこういうような行為がなされたということをあなたは知ったんですか。

○細川国務大臣 私自身は、昨日の予算委員会の方でもお答えをいたしましたけれども、私がこの運用三号のことについて事務方から説明を受けたのは、ことしになって一月の末ごろ、下旬だと思います。

(中略)

○田村(憲) 委員 普通は、こういう会議は事前に担当が説明に来て、こういう議題で会議をします、大臣、冒頭、あいさつをしてください、時間があったら出席してくださいという話だと思いますよ。お忙しかったのはわかる。だから、冒頭であいさつだけで抜けられたのもわかる。しかし、何か今の話だと、これはちっちゃい話で、大きい方が年金記録の突合の話ですか、そちらの話であったと。全くおかしいですよね。こちらの方が大きいぐらいの話ですよ。

これはやはり大臣、政治主導といいながら、全くもって、あいさつだけするんであって中身の議事は関係ないから私は中身を知らなくてもいいんだというような、そんな姿勢が見えて仕方がないんですよ。あなた方が言われた政治主導というのは一体何だったんですか。ここが最後のチャンスだったんですね。もし、ここでの事前説明で大臣がこれはまずいぞと初めて知って、やるべきでないとお決めになられればとまつたかもわからない。それをあなたはみずから放棄してしまったんです。

この会議に出ているというのは、たとえあいさつだけだったにしても非常に重い話ですよ。あなた自身が本来知らなければいけなかった事実を、ここでみずから耳をふさいで聞かなかつたのと同じなんです。責任、どう感じるんですか

○細川国務大臣 確かにそのときに説明を受けて内容について私が熟知したならば、そこで私も当然、これはもう一度考えなければ、こういうことを当時考えたんだろうというふうに思います。私がことしの一月の下旬になって事務方から説明を受けたときに、私もだからその事務方について相当強い口調で、なぜこれを私のところに説明しなかつたんだということで叱責もいたしたところでございます。

そういう事実関係でございまして、それは委員が言われるように、十四日の年金記録回復委員会の場で私がしっかりとそのことを知っておくべきだった、それはもう、今となっては当然そう思っております。

○田村(憲) 委員 もしそのときに知つていれば、課長通知を出さずにこの運用をとめておられたということでおいいんですか、今の話は。

○細川国務大臣 私が事務方から最初にこの問題について説明を受けましたときに、先ほど言いましたように、こんな大事なことをなぜ説明しなかつたのか、こういうことと、もう一つは、もう既にずっとやっているということで、これはすぐにストップできないか、とめられないのか、こういうこともお話をしたりいたしまして、最初に私がこの問題について知ったときにそういうことを思いましたので、十四日の回復委員会で、その場で私が知ったということ、あるいは、事前にその会議の内容を聞いていたならば私なりの考え方をそこで話をしたというふうに思っております。

(公明) 坂口力議員の質疑

○坂口（力）委員 （中略）

一つは、大臣が交代されますときに、厚生労働大臣事務手続書というのがございますね。前の大臣から分厚いのをもらって、そして署名するという儀式がございまして、その厚いのをもらって、ちゃんとそれはお読みになったかどうかはわからぬし、私も全部読んだ記憶があるとは言い切れないわけでありますけれども、でも、大事なところは、各局が来まして、今こういう問題があります、ああいう問題がありますということを各局がいろいろと教えてくれまして、一週間ぐらい聞き続けた記憶がございます。それはもう幅広いですから、聞いても右から左へ抜けていくような気もしますけれども、たくさんのことを見いた記憶があります。

それで、この事務手続書の中にこの年金の運用三号の問題が書いてあったかどうかです。後ろを見ておみえになるところを見ると、余りお読みにならないんだろうと思いませんけれども、これだけ重要な問題でありますから、きっちと書いてあったかどうかです。書いてなかったとしたら、年金の長妻と言われた長妻前大臣はもってのほかだと思うんです。しかし、もしちゃんと書いてあったとしたら、大臣が私は知りませんでしたと言うのは通用しなくなる。

だから、これはなかなか大事な話で、全部それをごらんになったかどうかは別にして、引き継ぎ書としてもらった以上は、それはもらったということですから、大臣がそれをごらんになるという前提の上でもらわれたわけでありますから、そこをひとつ、大事なところですのでお聞きをしたい。御答弁いただけますか。

（中略）

○細川国務大臣 （中略）

それから、今、厚労省の方から連絡がございまして、先ほどの私の引き継ぎの件でございますけれども、前大臣からの私への引き継ぎ書の中にはこのいわゆる運用三号の件についてはなかった、存在しないということでございます。

（中略）

○坂口（力）委員 （中略）

さて、最初の問題に戻りますが、長妻大臣から引き継がれた引き継ぎ書の中にはこの問題は書いてなかった、これはやはり問題ですね。これだけ大きな問題を次の大臣に引き継ぐのに、引き継ぎ書に書いてないというのは、これは私は問題だと思いますね。

細川大臣は言わなくてもみんなよく御存じだから書かなくてもいいというふうに思ったのかどうかは知りませんけれども、でも、大臣がよく御存じである、御存じでないは別にして、現在一番問題になっていること、これから先、それをさらに継ぎ足してやってもらわなければならないことは、の中に書くんですね。それがその中に書いてなかったというのは、ミスター年金と言われた人にしては甚だ落ち度があったということでしょうかね。

だから、ここは、厚生労働省の中の引き継ぎ、次から次にかわるわけですから、継続しておる問題がたくさんあって、大事な問題がある。大事な問題はきっちと引き継ぎもし、そしてちゃんと言ってもらわないと、大臣もわからないですよね。ですから、そのところはひとつこれから改革をしてもらいた

い。

大臣に何を報告するのか。全部報告されたらたまつものじゃないですね。多分、今、厚労省のお役人、数万人はお見えになると思います。私のときには国立病院がありましたから十万人だったんだけれども、国立病院はちょっと独法で横に抜きましたから、でもまだ数万人はお見えになるというふうに思います。だから、一々全部報告してもらったら、厚生労働大臣はパンクしてしまいますね。だけれども、大事な問題は大臣にきちんと報告をしてもらわなければならないし、ましてや、引き継ぐときにはちゃんとそれは書いておいてもらわないといけないと僕は思うんです。

そうしますと、大臣としては、その引き継ぎ書をよく見られたかどうかは別にして、書いてなかった、そして、その後、各局からいろいろの現状の報告を受けられた、その現状の報告を受けられた中にもこの三号問題というのは含まれていなかった、そういうふうに理解してよろしゅうございますか。

○細川国務大臣 大臣に就任をいたしまして、各局からいろいろなレクチャーがございまして、当面の課題についていろいろとお聞きをいたしました。

その中で、いわゆる運用三号の件については、事務方からの説明はございませんでした。

(以下、略)

第177 通常国会 （衆）厚生労働委員会（平成23年3月8日）議事録（抜粋）

（自民）加藤勝信議員の質疑

○加藤（勝）委員 （中略）

まず、第三号被保険者の記録不整合問題について取り上げさせていただきたいと思います。

先ほど、我が党の田村委員からも御質問させていただきました。大臣の課長通知の発出あるいは課長通知そのものの認識についてはございましたが、ほかの政務三役の方は、十二月十五日に発出されたことをいつ御存じだったんですか。担当の副大臣、政務官にお伺いいたします。

○岡本大臣政務官 大塚副大臣は、十二月時点では御就任されておりませんでした。

私は、十二月十五日のこの発出の前に、年金局からこういった通知を出したいという旨の話を聞いておりました。

もう少し説明をさせていただきますと、当時、他の案件で協議をすることがあり、話をする中で、年金局の方から、運用三号というものが、既に大臣決裁があり、そして実施をするための手続をとって実施をするという状況になっており、これについてはもう私の決裁は要らず、既に決裁が済んでいるからこれは素々と進めるという旨の御説明、内容についてももちろん伺いました。その時点で若干違和感を感じたのは事実としてありましたけれども、組織としての継続性というものもあり、それについての、発出について聞いたということでございます。

(以下、略)

第三号被保険者の不整合記録に関する質問主意書

衆議院議員阿部知子君提出 (平成23年2月17日提出 質問第73号)

(平成23年2月25日の答弁書の抜粋)

問一 過去にさかのぼって一律に救済する「運用三号」は、届け出主義を基調とする現行法に抵触すると思われるが、政府の見解を明らかにされたい。現行法に抵触しないというのであれば、「運用3号」の法的根拠を明らかにされたい。

問三 厚生労働省の説明によれば、第1号被保険者に移行の届け出を行わず未納のままの対象者を救済する根拠として、制度が創設された昭和61年から平成10年3月までは「行政の取り組みがほとんど行われなかつた期間」、平成10年4月から平成17年までは「行政の対応が不十分な期間」としている。

(1) この「ほとんど行われなかつた」あるいは「不十分」であることが、救済の理由であるとすれば、これは「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」ということになると思うが、「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」を認めるとすれば、その期間はいつからいつまでなのか。

(2) 「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」を認めないと、その理由を明らかにされたい。

(3) 「行政の瑕疵」あるいは「行政の不作為」を認めないと、認めずに特定の対象者を一律救済することは可能なのか明らかにされたい。

(答) 国民年金法（昭和34年法律第141号）上、第3号被保険者は、その配偶者が第2号被保険者の資格を喪失したことにより、同法第7条第1項第1号に該当するに至った場合には、当該該当するに至った日から第1号被保険者となるものである。この場合、当該被保険者は、同法第12条第5項の規定に基づき、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出を行わなければならないこととされているが、当該届出が行われない場合に、職権で種別変更を行う義務が行政に課せられているわけではなく、また、同法上、当該届出についての周知義務が行政に課せられているわけでもないことから、当該届出が行われない場合の実際の被保険者種別と年金記録との不整合について法律に違反するような行政の瑕疵や不作為があったとは考えていない。

しかしながら、実際の被保険者種別と年金記録との不整合が生じている者に対する種別変更の届出の勧奨や当該勧奨に応じない場合の職権による種別変更に係る旧社会保険庁の取組が不十分であり、実際には第1号被保険者であった期間も含め、第3号被保険者としての年金記録を、事実上、真正な記録と認めて行ってきた同庁の対応を踏まえると、第3号被保険者期間として記録管理されていた期間が実際には第1号被保険者期間であった事実が事後的に判明した場合に、同法に基づき、当該事実に合わせてこれらの年金記録を過去に全て遡って職権で訂正することは、多くの年金受給権者及び被保険者に不測の不利益を生じさせ、年金制度に対する国民の信頼をも損ねることとなることから、御指摘の措置（以下「本件措置」という。）は、あって、現状の年金記録を変更せずに尊重することにより、国民に大きな負担を強いることなく、現行の年金制度を運用しようとするものであり、このことが法的に許されないものとは考えていない。

(注) 答は問1及び問3に対する回答

第3号被保険者の不整合記録の状況について（粗い推計）

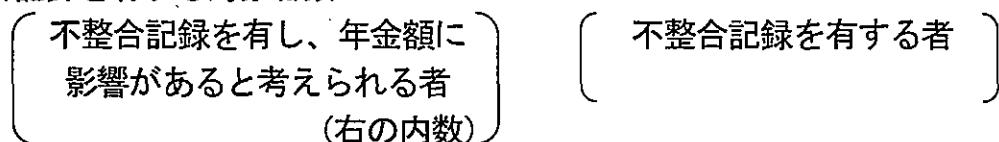
1 不整合記録を有する対象者数等について

- 第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更した者の昭和61年度からの累計

1,913万人

(注) 昭和61年度から平成21年度までの第3号被保険者数の累計に、直近5ヶ年の平均種別変更割合(約7%)を乗じて算出。

- 現在、不整合記録を有する対象者数



全体	<u>47.5万人</u>	97.4万人
受給者	5.3万人	14.3万人
被保険者等	42.2万人	83.1万人

(注1) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抽出した不整合記録を有する者のデータ等を用いて取り急ぎ粗い推計を行ったもの。

(注2) 不整合月数が1ヶ月以上のものは年金額に影響があると考えられる。なお、不整合月数とは、本来ならば第1号被保険者として記録すべきところ、第3号被保険者として記録されている月数のことをいう。ただし、直近2年の間にある当該月数を除く。

- 過去に2年以上遡って不整合記録を訂正し、年金額に影響があると考えられる者の昭和61年度からの総数

全体	<u>117.6万人</u>
受給者	50.3万人
被保険者等	67.3万人

(注) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抽出した過去2年以上遡って記録を第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更した者の数である。

2 不整合記録を有し、年金額に影響があると考えられる者の不整合月数について

受給者 一人あたりの不整合月数 約6.8月

不整合月数が最も長い者の不整合月数 128月

被保険者等 一人あたりの不整合月数 約23.5月

不整合月数が最も長い者の不整合月数 224月

(注1) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抜き出した本人と配偶者の年金記録が不整合となっているケースのデータを用いて取り急ぎ粗い推計を行ったもの。

(注2) 年金額への影響の有無の考え方等については、上記の(注2)と同じ。

第3号被保険者の不整合記録の状況（粗い推計）の推計方法について

- 社会保険オンラインシステムにおけるデータ、当該データを活用したサンプル調査（無作為に不整合記録を有する受給者700人、被保険者等700人を抽出）及びいわゆる「運用3号」による取扱いを受けることを申し出た者のデータなどから推計。

〔推計にあたっての基本事項〕

I. 「本人の記録と配偶者の記録が不整合となっている者」（以下「3号≠1号対象者」という）

- i 社会保険オンラインシステムより「3号≠1号対象者」の96.1万人を抽出。（受給者13.5万人①、被保険者等82.6万人（このうち、死亡者を除くと78.6万人②（サンプル調査における死亡者の割合から推計）））
- ii サンプル調査から不整合月数が1ヶ月以上のもので年金額に影響がある者の割合を算出（受給者：34.4%③、被保険者等：48.5%④）。

II. 「本人の記録と扶養されていた記録が不整合となっている者」（以下「扶養外れ対象者」という）

- i いわゆる「運用3号」による取扱いを受けることを申し出た者の「3号≠1号対象者」に対する「扶養外れ対象者」の割合（約5.7%⑤）を算出。
- ii いわゆる「運用3号」による取扱いを受けることを申し出た者のうち、「扶養外れ対象者」から不整合月数が1ヶ月以上のもので年金額に影響がある者の割合を算出（受給者、被保険者ともに90.4%⑥を使用）。

56

不整合記録を有する者（全体）	97.4万人	Ⓐ+Ⓑ
受給者Ⓐ（ア+イ）	14.3万人	ア 「3号≠1号対象者」・・・13.5万人（①） イ 「扶養外れ対象者」・・・0.8万人（①×⑤=13.5万人×5.7%）
被保険者等Ⓑ（ウ+エ）	83.1万人	ウ 「3号≠1号対象者」・・・78.6万人（②） エ 「扶養外れ対象者」・・・4.5万人（②×⑤=78.6万人×5.7%）
不整合記録を有し、年金額に影響があると考えられる者（全体）	47.5万人	Ⓒ+Ⓓ
受給者Ⓒ（オ+カ）	5.3万人	オ 「3号≠1号対象者」・・・4.6万人（①×③=13.5万人×34.4%） カ 「扶養外れ対象者」・・・0.7万人（イ×⑥=0.8万人×90.4%）
被保険者等Ⓓ（キ+ク）	42.2万人	キ 「3号≠1号対象者」・・・38.1万人（②×④=78.6万人×48.5%） ク 「扶養外れ対象者」・・・4.1万人（エ×⑥=4.5万人×90.4%）

第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更した者の昭和61年度からの累計	1,913万人	昭和61年度から平成21年度までの第3号被保険者数（年度末）の累計（約2.75億人）に、平成17年度～平成21年度の平均種別変更（約7%）を乗じて算出。
--------------------------------------	---------	--

不整合記録を有する年金受給者の不整合記録の開始年度別状況(粗い推計)

不整合開始年度	割合	人数
昭和61年度	21.6%	約11,400人
昭和62年度		約4,000人
昭和63年度		約3,500人
平成元年度		約5,700人
平成2年度		約1,800人
平成3年度		約2,000人
平成4年度		約700人
平成5年度		約700人
平成6年度		約200人
平成7年度		約1,500人
平成8年度		約3,700人
平成9年度		約5,700人
平成10年度		約2,900人
平成11年度		約2,900人
平成12年度	5.4%	約1,500人
平成13年度		約1,300人
平成14年度		約400人
平成15年度		約1,300人
平成16年度		約700人
平成17年度	0.4%	約700人
平成18年度		約200人
平成19年度		約200人
平成20年度		約0人
平成21年度		約0人
計	100.0%	約5.3万人

(注1)平成23年4月に公表した日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抜き出した不整合記録を有する者のデータ等を用いた粗い推計をもとに作成。

(注2)5.3万人の受給者は、不整合月数が1か月以上あり年金額に影響があるものとして推計し、公表しているもの。

(注3)

・昭和63年度以降、配偶者が厚生年金の場合で不整合記録が生じている者など、一定程度、種別変更の届出を勧奨。

・平成10年度以降は、次の①と②の情報に基づき、不整合記録が生じている者を把握して種別変更の届出を勧奨。

(現在の勧奨対象者と同範囲の勧奨を開始)

①配偶者が第2号被保険者でなくなったことに関する情報

②本人が被扶養配偶者でなくなったことに関する情報

・平成17年度以降は、勧奨状を送付した後にも届出がない者に対し、職権により種別変更を実施。

不整合記録の開始年度別状況(粗い推計)

不整合開始年度	受給者 (注1)	不整合記録の 開始年度割合	被保険者等 (注2)	不整合記録の 開始年度割合	受給者 + 被保険者等	不整合記録の 開始年度割合	
昭和61年度	約73,200人	13.2%	87.0%	約69,800人	6.4%	73.4%	
昭和62年度	約58,600人	10.5%		約61,400人	5.6%		
昭和63年度	約56,000人	10.1%		約79,100人	7.2%		
平成元年度	約53,900人	9.7%		約84,600人	7.7%		
平成2年度	約46,300人	8.3%		約75,500人	6.9%		
平成3年度	約41,500人	7.5%		約56,700人	5.2%		
平成4年度	約32,300人	5.8%		約57,000人	5.2%		
平成5年度	約30,800人	5.5%		約58,900人	5.4%		
平成6年度	約15,300人	2.8%		約41,100人	3.8%		
平成7年度	約12,300人	2.2%		約31,200人	2.8%		
平成8年度	約19,500人	3.5%		約48,300人	4.4%		
平成9年度	約43,800人	7.9%		約64,600人	5.9%		
平成10年度	約15,800人	2.8%	11.4%	約32,800人	3.0%	19.9%	
平成11年度	約15,100人	2.7%		約35,700人	3.3%		
平成12年度	約10,900人	2.0%		約36,700人	3.4%		
平成13年度	約8,500人	1.5%		約30,800人	2.8%		
平成14年度	約6,900人	1.2%		約45,200人	4.1%		
平成15年度	約3,500人	0.6%		約49,000人	4.5%		
平成16年度	約2,800人	0.5%		約35,100人	3.2%		
平成17年度	約6,400人	1.2%	1.6%	約40,600人	3.7%	6.7%	
平成18年度	約1,700人	0.3%		約33,700人	3.1%		
平成19年度	約900人	0.2%		約25,200人	2.3%		
平成20年度	約0人	0.0%		約2,000人	0.2%		
平成21年度	約0人	0.0%		約0人	0.0%		
計	約556,000人	100.0%		約1,095,000人	100.0%		
						約1,651,000人	100.0%

(注1) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抽出した不整合記録を有する者のうち、不整合月数が1ヶ月以上あり年金額に影響があると考えられる受給者(5.3万人。平成22年3月時点)及びオンラインシステムの中から抽出した過去2年以上遡って記録を第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更し、年金額に影響があると考えられる受給者(50.3万人。平成23年3月時点)をサンプル調査により求められた不整合記録の開始年度割合で配分したもの。

(注2) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抽出した不整合記録を有する者のうち、不整合月数が1ヶ月以上あり年金額に影響があると考えられる被保険者等(42.2万人。平成22年3月時点)及びオンラインシステムの中から抽出した過去2年以上遡って記録を第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更し、年金額に影響があると考えられる被保険者等(67.3万人。平成23年3月時点)をサンプル調査により求められた不整合記録の開始年度割合で配分したもの。

不整合記録の訂正年度別状況(粗い推計)

不整合記録の 訂正年度	受給者 (注1)	不整合記録の 訂正年度割合	被保険者等 (注2)	不整合記録の 訂正年度割合	受給者 + 被保険者等	不整合記録の 訂正年度割合
昭和61年度	-	-	約1,000人 約5,900人 約8,900人 約18,800人 約16,800人 約19,800人 約14,800人 約81,200人 約200,900人 約90,100人	0.1% 0.9% 1.3% 2.8% 2.5% 2.9% 2.2% 12.1% 29.9% 13.4%	約5,300人 約15,900人 約16,100人 約33,900人 約30,500人 約34,200人 約35,600人 約152,300人 約324,500人 約139,700人	0.5% 1.4% 1.4% 2.9% 2.6% 2.9% 3.0% 13.0% 27.6% 11.9%
昭和62年度	-	-				
昭和63年度	約4,300人	0.9%				
平成元年度	約10,000人	2.0%				
平成2年度	約7,200人	1.4%				
平成3年度	約15,100人	3.0%				
平成4年度	約13,700人	2.7%				
平成5年度	約14,400人	2.9%				
平成6年度	約20,800人	4.1%				
平成7年度	約71,100人	14.1%				
平成8年度	約123,600人	24.6%	約19,800人 約22,800人 約18,800人 約17,800人 約10,900人 約15,800人 約17,800人	2.9% 3.4% 2.8% 2.6% 1.6% 2.3% 2.6%	約29,800人 約37,200人 約38,200人 約40,100人 約29,600人 約33,000人 約32,200人	2.5% 3.2% 3.2% 3.4% 2.5% 2.8% 2.7%
平成9年度	約49,600人	9.9%				
平成10年度	約10,000人	2.0%				
平成11年度	約14,400人	2.9%				
平成12年度	約19,400人	3.9%				
平成13年度	約22,300人	4.4%				
平成14年度	約18,700人	3.7%				
平成15年度	約17,200人	3.4%	約13,900人 約11,900人 約17,800人 約18,800人 約16,800人 約11,900人	2.1% 1.8% 2.6% 2.8% 2.5% 1.8%	約28,300人 約21,200人 約27,100人 約29,600人 約23,300人 約18,400人	2.4% 1.8% 2.3% 2.5% 2.0% 1.6%
平成16年度	約14,400人	2.9%				
平成17年度	約14,400人	2.9%				
平成18年度	約9,300人	1.8%				
平成19年度	約9,300人	1.8%				
平成20年度	約10,800人	2.1%				
平成21年度	約6,500人	1.3%	約673,000人	100.0%	約1,176,000人	100.0%
平成22年度	約6,500人	1.3%				
計	約503,000人	100.0%				

(注1) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抽出した過去2年以上遡って記録を第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更し、年金額に影響があると考えられる受給者(50.3万人。平成23年3月時点)をサンプル調査により求められた不整合記録の訂正年度割合で配分したもの。

(注2) 日本年金機構の社会保険オンラインシステムの中から抽出した過去2年以上遡って記録を第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更し、年金額に影響があると考えられる被保険者等(67.3万人。平成23年3月時点)をサンプル調査により求められた不整合記録の訂正年度割合で配分したもの。

日本年金機構における事務処理誤り 平成23年9月7日公表資料より抜粋

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額(単位:円)	対応	対策	判明契機
58	実態としては第1号被保険者であつたにもかかわらず、年金記録上は第3号被保険者のままでされている期間の特例的な対応(いわゆる「運用3号」)における適用誤りについて	確認・決定誤り	本部	国民年金部 年金給付部	2011年1月1日～ 2011年2月24日	2011年2月24日	○第3号被保険者の不整合記録に係る特例的な対応(いわゆる「運用3号」)について、平成22年12月15日付で厚生労働省年金局事業管理課長から通知を受け、機構本部では、「運用3号の適用を平成22年12月15日以降の受付分とする」と指示を行いました。 ○しかしながら、一部の年金事務所において平成22年12月14日以前の受付分について、運用3号を適用していたことが判明しました。	○運用3号の適用に関する機構本部の指示内容に不明確な点があつたため、一部の年金事務所において本来の取扱い(平成22年12月15日以降の受付分について適用)と異なる取扱いをしました。	155名	過払い	4,751,822	○誤って運用3号を適用した方については、個別に年金事務所からお詫びをするとともに、年金記録を第1号被保険者未納期間に訂正しました。 ○また、お支払した年金額に過払いが生じた23名のお客様に対しては、過払い分の返納をお願いしました。	○機構本部から指示・依頼を発出する場合には、現場に分かりやすい文書となるよう研修会を開催し、徹底を図りました。	内部

年金記録問題検証委員会報告書（平成 19 年 10 月）より抜粋

I 年金記録問題発生の根本にある問題

(中略)

(「裁定時主義」の問題)

7. 社会保険庁は、これまで「年金保険料の納付の有無、職歴等は本人が良く知っているはずであり、年金給付の裁定請求時や相談時などには本人が来るのだから、その時に社会保険庁の保有している記録と突き合わせて確認し、齟齬があれば直せば良いという事務処理上の考え方」（裁定時主義。下記（注）参照）を探ってきた。

裁定請求時の年金記録に過誤がある可能性は否定できないので、裁定請求時に本人に確認することは必要である。しかし、記録の正確性は社会保険庁として業務運営全般を通じて責任を持って確保すべきものであり、裁定請求時などに本人に記録を確認するのはあくまで補助的手段である。

社会保険庁は被保険者等に関する記録の作成の過程全般にわたって、記録の正確性を常に確保する業務運営を行うべきであって、それが裁定時における基本的な資料となるべきものである。したがって、その時々の記録の管理が正確・厳格に行われていることが、年金記録の管理に関する業務処理の前提となる。しかし、社会保険庁は、現実には裁定時主義という安易な考え方の下に、そうした厳密な姿勢を欠いたまま業務処理を行ってきた。

（注）この事務処理上の考え方に関しては、社会保険庁は厚生年金保険法第 33 条等を援用し「申請主義」という言い方をしている。しかし、これらの条項は、申請に基づき裁定が行われることを規定しているだけであって、年金記録を裁定の時点まで不確実なまま放置することを許容しているものではない。したがって、委員会としては、最終的に裁定請求時に記録の確認を行えばよいという社会保険庁のこの考え方を、以下「裁定時主義」とすることとする。